

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人キューピット福祉会

女性が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備や職場環境整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：職員一人あたりの有給休暇取得率を50%から60%以上とする

〈対策〉

- 令和4年4月～ 制度の運用を開始し、全職員に対して周知啓発を行う。
毎月の有給休暇取得率をデータ化し情報提供する。

〈女性の活躍に対する情報公表〉

職員一人あたりの有給休暇取得率は50%

(令和4年2月時点)

次世代育成支援対策推進法に基づく

一般事業主行動計画

社会福祉法人キューピット福祉会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年2月1日 ～ 令和10年1月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児やその他仕事と生活の両立に関する諸制度の周知を行う

目標2：妊娠中及び出産後の職員の健康管理や相談窓口の設置及び、年次有給休暇の取得促進の続行

目標3：育児休業から復帰した職員に対してのサポートを行い、不安解消・キャリア育成に努める

〈対策〉

- 令和5年2月～ 仕事内容の見直しを行い、職員が協力し合って負担を軽減させる。